

# いじめ防止のための学校基本方針

池田市立池田小学校

令和8（2026）年4月3日

## 第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

### 1. 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成する。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にすることを貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「豊かな心を持ち、たくましく、しなやかに生きる子ども」の育成を目標としている。自他の「ちがいを認め合い、子どもたち一人ひとりの能力や個性に応じた教育活動を展開することにより、基礎・基本の力を培い、生涯にわたって主体的に学ぶ意欲や態度を育成し、「生きる力」を育む教育を創造するために日々取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

### 2. いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条第1項）児童は、いじめを行ってはならない。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品を強要される。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

等

### 3. 学校及び教職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本理念に則り、本校に在籍する児童の保護者・地域住民・児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、本校の児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

## 第2章 いじめ未然防止等のための対策

### 1. 基本的な考え方

インターネットの普及など、子どもたちを取り巻く環境は激しく変化している。大量の情報に巻き込まれ、望ましい価値観を獲得しにくい社会となっている面がある。他人を笑いものにして楽しんだり、暴力を肯定し、自己と違うものを排除したりするような風潮は大人社会にも顕著である。

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体に、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科・各領域のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取り組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

「いじめはどこにでも、誰にでも起こりうる」という認識のもと、いじめに向かわない子どもを育てることが大切だ。いじめの未然防止の基本となるのは、児童が学級の一員として、自分の居場所があり、自分が必要とされていると感じることである。そして周囲の友だちや教職員との信頼関係を築き、安心、安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で、授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。また、いじめは大人の目につきにくい場所や時間で行われる。一見するとふざけあっているように見えることもある。いじめを疑い、いじめられているのではとその子どもに聞いてみても、さまざまな要因からそれを否定する子どもも少なくない。

いじめを早期に発見するためには、日常的に児童の行動の様子を把握したり、わずかな表情の変化や目撃した事象、登校時の様子など、さまざまな情報を集約したりしていくことが大切である。また、教職員と共に、保護者、子どもに関わる大人はこのような意識を常に持ち、学校と連携体制を整えなければならない。定期的ないじめのアンケート調査や気分調べ、児童の欠席状況などで検証したりして、どのような改善を行うのか、どのような新たな取り組みを行うかを定期的に検討し、体系的・計画的にPDCAサイクル(※)に基づく取り組みを継続することが大切である。

(※)PDCAサイクルとは、Plan(計画)Do(実施・実行)Check(点検・評価)Action(処置・改善)の頭文字をつなげたもので、これを繰り返し行ってサイクルを向上させることによって継続的に業務を改善しようとする考え方である。

## 2. いじめ防止のための組織について

### ①名称

「いじめ防止対策推進委員会」

### ②構成員

校長、教頭、首席、生徒指導担当者、支援学級代表、養護教諭、生活指導部代表、各学年一名、支援コーディネーター、(通級指導者) (スクールカウンセラー) (スクールソーシャルワーカー)

## 3. いじめ防止のために取り組むこと

文部科学省の「いじめ防止のための基本的な方針」及び「学校における「いじめ防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント」を参酌し、本校のいじめ防止基本方針(本文)に沿っていじめ防止等に関する取組を行う。

### ① 教職員の共通理解

いじめはどの児童にも起こりうるという事実をふまえ、学校における教育活動が児童生徒の自立を促し、自尊感情を高め、児童生徒がいじめに向かわないための力をつける取り組みとなるようにする。平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対しては、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図る。

### ② いじめに向かわない態度・能力の育成

いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。

そのために、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動、体験活動などの推進により、児童の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力なども育む。

### ③ 子ども理解

いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人ひとりを大切にしたいわかりやすい授業づくりを進めていくこと、学級や学年、等の人間関係を把握して一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めていくことが求められる。また、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育むことも大切である。交換授業などを通して、担任以外が子どもに積極的に関わって情報交流を行い、違った視点からも子ども理解に努める。

### ④ 自己有用感や自己肯定感の育成

自己有用感や自己肯定感を育む取り組みとして、いじめにつながりやすい妬みや嫉妬などの感情を減らすために、全ての児童が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、

学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を提供し、児童の自己有用感が高められるよう努める。その際、教職員はもとより、家庭や地域の人々などにも協力を求めていくことで、幅広い大人から認められているという思いが得られるよう工夫することも有効である。

#### ⑤児童の主体的な活動

いじめを生み出さないためには、互いを尊重し合うことによって、いじめを許さない集団づくりを進めていく必要がある。そのためには、さまざまな教育活動の中で、子どもたちが他者を理解し、多様な人間関係を築いていく力を身に付けることが求められる。児童自らがいじめの問題について学び、いじめの問題について主体的に考え、推進（児童会による活動など）する。

なお、児童会がいじめの防止に取り組む際には、児童自らが「いじめはいけないことだ。絶対にしてはいけない。」という思いを持って、いじめをなくしていこうとする活動を推進する。教職員主導で児童が「やらされている」だけの活動に陥ったり、一部の役員等だけが行う活動に陥ったりしないようにする。教職員は、全ての児童がその意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかをチェックするとともに、教職員は陰で支える役割に徹するよう心がける。

#### ⑥保護者・地域との連携

保護者がいじめ暴威対策推進法第9条に定められた責務を果たすためには、保護者同士また保護者と地域とのつながりの強化も必要となる。このために、PTA等と連携して啓発活動等の取り組みを行う。

#### ⑦相談体制の整備と周知

いじめの被害を受けている児童やその保護者が、安心して相談できるよう、校内体制を組むことは勿論、教育センターや諸機関と連携を取り、活用や周知を行う。

### 4. 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

	児童への取り組み	学校全体での取り組み
4月	学級開き 「いじめのないクラスづくりに向けて」 特別活動の時間を利用し、友だちづくりや 集団づくりの観点で交流を図る。 いじめ、不登校等研修会	○第1回いじめ防止推進委員会 「学校いじめ防止基本方針」について教職員で確認、年間 計画の確認 「学校いじめ防止基本方針」のHP更新 ○子ども引継ぎ会 クラス替えがあった学年に前担任や専科担当から引き継 ぎを行い、円滑に新年度がスタートできるようにする。
5月	気分調べ	○第1回子ども集団報告会 児童の実態に合わせて1学期の学年目標を立て交流する。 クラスの児童についての交流を行う。
6月 7月	生活・いじめアンケート実施（1学期） 1学期のふりかえり 情報モラル研修	○生活・いじめアンケート（1学期） アンケートでいじめられたに丸をつけた児童には、担任が 聞き取りを行い対応する。
8月	気分調べ 人権学習（授業参観）	○第2回いじめ防止推進委員会（生活・いじめアンケート の結果を集約し、教職員で共有する）
9月	人権週間	○第2回子ども集団報告会 1学期のふりかえりをもとに2学期の目標を立て交流する。

10月		教育相談週間
11月	生活・いじめアンケート実施（2学期）	○生活・いじめアンケート（2学期） いじめられたに丸をつけた児童には、担任が聞き取りを行い対応する。
12月	2学期のふりかえり	○第3回いじめ防止推進委員会（生活・いじめアンケートの結果を集約し、教職員で共有する。）
1月	気分調べ	○第3回子ども集団報告会 2学期のふりかえりをもとに3学期の目標を立て交流する。
2月	生活・いじめアンケート実施（3学期）	○生活・いじめアンケート（3学期） いじめられたに丸をつけた児童には、担任が聞き取りを行い対応する。
3月	3学期のふりかえり	○第4回いじめ防止推進委員会（生活・いじめアンケートの結果を集約し、教職員で共有する。） ○学校教育自己診断の結果を集約し、教職員で共有、保護者に結果をまとめたプリントを配布する。
		毎週月曜日職員朝礼 情報共有を行う。 毎月1回 校内支援委員会を行う。

### 第3章 いじめの早期発見のための措置

#### 1. 基本的な考え方

いじめは大人の目のつきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多い。

教職員は、児童との普段からの関わりを大切にし、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力を持って日々児童に接する必要がある。どんな小さなことでも見逃さず、情報を学校全体で共有し、対応していくことが大切である。

#### 2. いじめの早期発見のために取り組むこと

##### ①日常の観察

学級担任はもちろん、学年団・学校全体で児童に声をかけ、様子を見たり行動観察をしたりして、学年会や交換授業を通じて情報交換を密に行う。

- ・子ども引継ぎ会（4月）
- ・子どもを語る時間（毎週月曜日職員朝礼）
- ・子ども集団実態報告会（4月）学年集団作り・子どもを語る時間  
（9月）1学期の振り返りと2学期の目標  
（1月）2学期のふりかえりと3学期の目標  
（3月）3学期のふりかえり
- ・コア会議（週一回）

## ②実態把握

アンケートなどを活用し、定期的な実態の把握に努め、朝の情報共有や集団実態報告会などで学校全体で共有する。毎学期行う生活・いじめアンケートの項目の中で「今学期にいじめられたことがある」を問い、「ある」と答えた児童には担任または学年団等で聞き取りを行う。

## ② 教育相談

定期的な教育相談としては、週1回のスクールカウンセラー在籍時や養護教諭などを利用する。

なお、教育相談等で得た、児童の個人情報については、対外的な取扱いの方針を明確にし、適切に扱う。

# 第4章 いじめに対する措置

## 1. 基本的な考え方

いじめの発見や通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

いじめにあった児童を守りとおすとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度でいじめを行った児童を指導する。その際、それぞれの児童の背景や人間関係、その行為に及んだ原因を把握し、児童の人格の成長に主眼をおいた指導となるよう、教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得ながら、関係機関・専門機関と連携して対応にあたる。

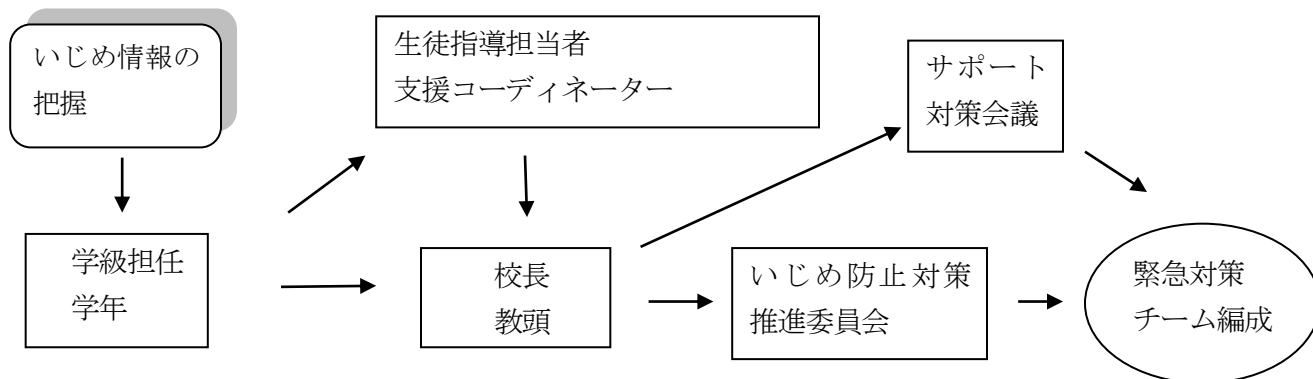
## 2. いじめ発見・通報を受けたときの対応

①いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、早い段階からの的確に関わる。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。

②教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年、生徒指導担当者、子ども支援コーディネーター、管理職に報告し、いじめの防止の対策のための組織（いじめ防止対策推進委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童から事情を聞き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

少数で迅速に対応する場合、サポート対策会議（校長、教頭、首席、コーディネーター代表、生徒指導担当者、関係学年担任）を開き対応を協議する。



- ③ 事実確認の結果、いじめが認知された場合、必要に応じて、管理職が教育委員会に報告し、相談する。
  - ④ 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。
  - ⑤ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
3. いじめを受けた児童又はその保護者への支援
- いじめを受けた児童に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめを受けた児童にとって信頼できる人（親しい友だちや教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ防止対策推進委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。
4. いじめを行った児童への指導又はその保護者への助言
- ①速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
  - ②事実関係を聴取した後は、迅速にいじめを行った児童の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
  - ③いじめを行った児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめを行った児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
  - ④好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまった場合など、すぐに加害児童が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処を行う場合もある。
5. いじめが起きた集団への働きかけ
- ①いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。
  - ②いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らの良さを発揮しながら学校生活を安心して過ごせるよう努める。
6. ネット上のいじめへの対応
- ①ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ防止対策推進委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
  - ②書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
  - ③情報モラル教育を進めるため、外部講師を招いて話を聞いたり、「情報の受け手」として必要な基本

的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習したりする機会を設ける。

## 7. いじめが解消している状態

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

### ①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

### ②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する。

## 8. 重大事態に対する対応

児童の生命、身体または財産に係る重大事態に対して、いじめ防止対策推進法第28条にのっとり、対策を講じるものとする。

重大事態が発生した場合は、校長は重大事態に係る情報を迅速に整理し、いじめの概要を把握するとともに、池田市教育委員会に報告する。また、教育委員会は、事実関係を整理し、市長に報告や警察等他機関との連携も必要に応じて行う。

## 第5章 その他

### 1. 本方針の見直し等について

(1) 本方針は、校内いじめ防止対策推進委員会を中心に見直し、必要があると認められるときは改訂を行うものとする。

(2) 学期ごとに行ういじめに関するアンケート調査の結果および聞き取り内容について学校が保管する。保管期間は後5年間及び卒業後3年を満すものとする。電子媒体での管理も可とする。